

吸収分割に関する事前開示事項
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 2 月 18 日

東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
双日株式会社
代表取締役 植村 幸祐

当社は、双日船舶株式会社（本店所在地：東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号。以下「双日船舶」といいます。）との間で 2025 年 2 月 13 日付で締結した吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、本分割契約に定める当社の権利義務を双日船舶に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。本吸収分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 吸収分割の対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本吸収分割に際しては、双日船舶は吸収分割会社である当社に対して双日船舶の株式その他の財産の交付を行いませんが、双日船舶は当社の完全子会社であることから、当該対価の不交付は相当であると判断しております。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表
別紙 2 のとおりです。
 - (2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
該当事項はありません。

6. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社である当会社の債務の履行の見込みについて

当会社の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても、当会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、当会社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

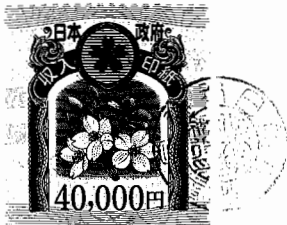
(2) 吸収分割承継会社である双日船舶が吸収分割会社である当会社から承継する債務の履行の見込みについて

双日船舶の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。また、本吸収分割後においても双日船舶の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。さらに、本吸収分割後に双日船舶の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予想されておられません。従って、双日船舶が当会社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

別紙 1 吸収分割契約書

(次頁以降に添付)



吸収分割契約書

双日株式会社（以下「甲」という。）及び双日船舶株式会社（以下「乙」という。）は、甲が承継対象事業（第1条において定義される。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、甲が営む船舶トレーディング事業（新造船及び中古船売買の仲介、傭船仲介（裸傭船（セールアンドリースバック（SLB）及びSLB以外の裸傭船）、連続航海傭船（CVC）、数量輸送（COA）を含む。）、航海傭船並びに船舶管理に係る事業を含むが、船舶に係る解撤事業、新技術及び新燃料関連の新規事業を除く。）（以下「承継対象事業」という。）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：双日株式会社

住所：東京都千代田区内幸町 2-1-1

（乙）吸収分割承継会社

商号：双日船舶株式会社

住所：東京都千代田区内幸町 2-1-1

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可その他承諾等を要するものについては、本効力発生日（第6条において定義される。以下同じ。）までに当該許認可その他承諾等が得られることを条件として承継する。また、承継対象権利義務のうち、本吸収分割の効力による権利義務の移転が生じないものがある場合、甲及び乙は、当該権利義務の移転のために必要な手続を別途行い、当該手続の完了をもって当該権利義務を移転する。
2. 承継対象権利義務のうち債務については、本効力発生日において、乙が免責的債務引受の方法によりこれを引き受ける。
3. 甲及び乙は、承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する費用は、甲の負担とする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式及び金員等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等の対価を交付しない。

第5条（増加する資本金及び準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年3月31日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、承継対象事業に関し、会社法第 21 条に基づく競業避止義務を負わない。

第 8 条 (株主総会決議)

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第 9 条 (本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除)

本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他必要がある場合は、甲乙協議の上合意することにより、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

(以下余白)

止
の
の
本
上
と
協

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者がそれぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 2 月 13 日

(吸収分割会社)

甲： 東京都千代田区内幸町 2-1-1
双日株式会社
代表取締役 植村 幸祐



(吸収分割承継会社)

乙： 東京都千代田区内幸町 2-1-1
双日船舶株式会社
代表取締役社長 今井 琢



別

時
但し
し
承継

1.

2.

差
して

3.

4.

別紙

承継対象権利義務明細表

乙は、甲から、本効力発生日において、承継対象事業に関する、本効力発生日の前日の終了時（以下「**基準時**」という。）における以下の権利義務（資産、負債及び契約上の地位を含む。但し、双日マリンアンドエンジニアリング株式会社（現・双日マシナリー株式会社）を原告としてギリシアにおいて提起されている税務訴訟に関して甲が承継している権利義務を除く。）を承継する。

1. 資産

基準時時点で甲が所有する以下の承継対象資産（但し、承継対象外資産に該当するものを除く。）

(1) 承継対象資産

- ・承継対象従業員に関連する退職給付債務と同額の現金
- ・承継対象事業に関連する売掛金
- ・承継対象事業に関連するその他流動資産（取引前渡金、前払費用、立替金、未収入金、差入保証金、仮払金）
- ・承継対象事業に関連する非流動資産（有形固定資産、無形固定資産、その他投資（長期差入保証金））
- ・その他承継対象事業に関連する一切の資産

(2) 承継対象外資産

- ・承継対象事業に関連する固定化営業債権、貸倒引当金

2. 債務

基準時時点で甲が負担する以下の債務。但し、基準時よりも前に生じた事由に起因又は関連して発生する甲の簿外債務、偶発債務及び潜在債務を除く。

- ・承継対象従業員に関連する退職給付債務
- ・承継対象事業に関連する買掛金
- ・承継対象事業に関連するその他流動負債（未払金、未払費用、取引前受金、預り金）
- ・その他承継対象事業に関連する一切の債務

3. 承継する雇用契約

基準時時点において承継対象事業に主として従事する従業員のうち、**別添（承継対象従業員一覧）**に列挙されている甲の従業員（基準時時点で甲に雇用されている従業員に限る。）（以下「**承継対象従業員**」という。）との間の一切の雇用契約及びこれに付随する権利義務（但し、当該従業員に関連して、基準時よりも前に生じた事由に起因又は関連して発生する甲の債務を除く。）。

4. 承継する契約（雇用契約を除く。）

・甲が基準時時点において締結している、承継対象事業のみに関連する以下の各契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務（下記①②又は④に記載の仲介契約に基づく仲介により成立する取引契約に関連して甲が取得する権利又は負担する義務を含む。）但し、当該契約に関連して、基準時よりも前に生じた事由に起因又は関連して発生する甲の簿外債務、偶発債務及び潜在債務を除く。

① 新造船・中古船売買仲介契約

② 傭船仲介契約（裸傭船（セールアンドリースバック（SLB）及び SLB 以外の裸傭

船)、航海傭船 (VC)、連続航海傭船 (CVC)、数量輸送 (COA) を含む。)

③ 航海傭船契約

④ 船舶管理契約 (船舶管理 (technical management、crew management 及び/又は commercial management) に係る Collaboration Agreement 及び Introducer's Agreement

・その他甲が基準時時点において締結している、承継対象事業のみに関する一切の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。但し、当該契約に関連して、基準時よりも前に生じた事由に起因又は関連して発生する甲の簿外債務、偶発債務及び潜在債務を除く。

5. 許認可

基準時時点において甲が保有又は取得等している承継対象事業のみに関連する許認可のうち、法令等に基づき承継が可能なもの。

以上

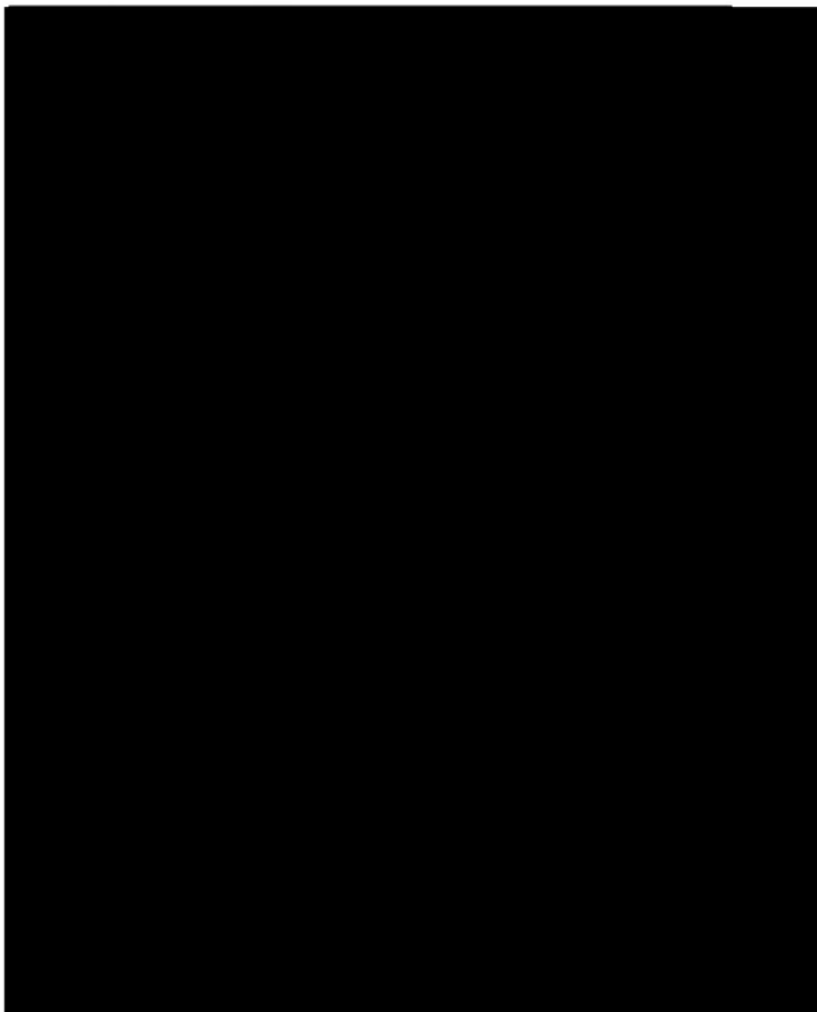
別添

承継対象従業員一覧

又は
:nt
にお
基準
債務

うち、

以上





別紙 2 双日船舶の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表

(2025 年 2 月 12 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金	100,000,000	負債	—
		資本金	100,000,000
		純資産合計	100,000,000
合計	100,000,000	合計	100,000,000